

## ODR活性化検討会（第5回） 議事要旨

日 時：令和2年1月31日（金）14:59～16:50

場 所：中央合同庁舎8号館6階623会議室

### 1. 議事

#### (1) 開 会

#### (2) ODR活性化に向けた推進策について

- ・下請けかけこみ寺におけるODRの取組

(中小企業庁)

- ・質疑応答・意見交換

#### (3) ODR活性化に資する法制度上の検討課題等

- ・意見交換

#### (4) 紛争解決に向けたビッグデータの活用

- ・テレマティクスデータを活用した事故対応

(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

- ・判決情報のデータベース化民間のニーズ、諸外国での取組について

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- ・質疑応答・意見交換

#### (5) 取りまとめに向けた今後の検討について

#### (6) 閉 会

### 2. 下請けかけこみ寺におけるODRの取組（資料1）について、中小企業庁より説明。

- ODRには現状取り組めていないが、本日は、我々が行っていることを紹介しながら我々としても、ここでの議論をどのように受け止め、使っていったらいいのかということの一つの材料にしていきたいと思っている。
- 中小企業庁の取引課では、大企業と中小企業との間の取引において、いろいろな力関係があり不合理なものがあるが、ここを直していくという仕事をしている。下請かけこみ寺は平成20年に設置したもので、下請かけこみ寺のADRは裁判外の紛争解決手続の一つとして法務大臣の認証を受けている。中小企業が取引で困ったということがあれば、このかけこみ寺に駆け込んでもらい、そこで必要であれば弁護士相談につなぎ、問題の整理等しながらADRを実施しているところ。
- 相談件数は近年増加しており、大体、年間8,000件の相談がある。電話相談で済むものもあれば弁護士のところに行くということもあって、熟度なり関わりの深さはまちまちであるが、トータルでいうと8,000件ぐらいということ。相談件数の内訳を見ると、

代金の未払いが一番多い。他には、代金の減額や取引の中止等の話も多く寄せられている。

- このように寄せられる相談をADRにつなげる手続きとして、ADR法の認証を受けた法人が全国中小企業振興機関協会となっており、下請かけこみ寺本部が業務を行っている。申立者が下請かけこみ寺本部である全国中小企業振興機関協会に申し立てを行い、下請かけこみ寺本部から相手方に取り次いでいくということをやっている。
- 我々がどんなことに悩んでいるのかというと、中小企業の申立人自身が、どういった問題なのかというのを十分整理しないまま相談に来るため、そこでまず相談を受けて、どんな話だったのかということ整理・分類していくところから話が始まる。そういう意味では、中小企業の申立人自身も、そこまでのハードルが一つあるということ。そこを整理した後に、では実際にADRを使ってみよう、または訴訟に行こうということになったときに、それはそれでコストがかかるため、そういったところに障害があるということで、ここのハードルを下げた内容がかけこみ寺の業務。それで間に入ってやっていくわけであるが、ODRという観点で見ると、我々はまだODRについては全く取り組めていないというのが状況。
- 今後の対応について、頭の体操として、今年、こういうことができるのではないかなと思うものを記載している。1つ目に、色々な相談が雑多に来るため、現在は電話で、各県にそれぞれ配置されている相談員が話を聞きながら一個一個整理をしていくということから始まっているが、例えば、そういうものをオンラインで行うとか、チャットボットのようなものを使いながら、そこが自動化できるのであれば、何か事業者の役に立てるようなものができないかということを考えている。来年度、そのようなことを検討しようと思っている。

また、相談に係る年間約8,000件のデータはある程度使えるものはずで、相談員によっても恐らく質がまちまちな状態なので、いい相談事例を横展開したいというニーズが我々にはあるが、現在はアナログな対応のため、そこができていないのが実態。こういうものについて、電子化等により、ツールを使いながら横展開をしていくことができないものだろうかと思っている。

- 非常に雑多な悩みが多いため、その整理をどうするかというのが我々の今の課題としてある。もう一つは、そこで自動化や横展開のようなことを考えているときに、ODRという手法が何か一つの鍵となるのではないかと我々も期待をしており、我々自身、まだこれはできていないが、来年度取り組んでいきたいと考えている材料である。

#### 【質疑応答・意見交換】

- 1点目は、下請かけこみ寺での調停手続の進め方に関して、中小企業は全国にあると思うが、手続の中では実際に期日に両当事者に来てもらって口頭でやりとりをするという形なのか、それとも、専ら書面のやりとりで行っているのか。もし口頭で来て

もらうということであると、場合によっては遠隔の地に行つてということもあり得るかと思うが、そういった点について何か対応があるのか。

- 2点目は、相談については各地の下請かけこみ寺で第一次的には受け付けていると理解をしたが、その記録が紙で相談カードという形になっていて、その共有が現在は基本的にはなされておらず、各地のかけこみ寺で紙の記録が存在しているだけということになっているのか。

(亀井中小企業庁事業環境部取引課長)

- 1点目は、恐らくケース・バイ・ケースだと思うが、調べて事務局にレポートする。
- 2点目は、本部にまでは紙で届いている。それをデータベースにして整理をして、いいものは抽出をして横展開をしていくということをやりたい。これはやろうと思ったら今でもエクセル等を使えばできるのかもしれない。我々は、下請かけこみ寺に限らず、中小企業の困り事や生声を集める様々なツールや、ヒアリング等を通して、8,000件といったレベルでデータがたまっている。現在は、データを東京の本部で吸い上げて整理分類するところまではやっているが、横展開や整理統合について、自動的に何かやっているということになっていない。そういう意味では割とローテクでやっており、何か新しい技術でできると大分効率化されると思う。その辺りについて検討したいと思っているところ。
- ODR活性化に向けた推進策全般について、紹介したい。国際規格の作成を行っている国際標準化機関であるISOという組織があり、その中の専門委員会の一つとして、今年の11月より、TC 321というEコマースの国際標準化の議論をしている委員会が発足している。そこでは、EコマースにおけるODRの検討というものもスコープの対象となっており、ODRの検討を含めたスタディーグループの主査を日本が務める方向で進んでいる。こちらについては数年がかりのスパンで議論が進んでいくものと聞いている。第1回のスタディーグループはこれからになるので、具体的な標準化の議論には進んでいないが、今後、日本のODRのあり方を検討するに当たっては、そういった国際標準化における議論との連携も非常に重要になってくるのではないかと思う。

本件は経済産業省の国際標準課が対応しており、ぜひ、そことの連携も意識してもらいたい。

(山田座長)

- ISOの議論の開始について、関係省庁、経産省から補足があればお願いしたい。

(羽深経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐)

- ISOの国際標準化について、Eコマースの取引の中でも、その安全性、アシュアラン

スに関する標準をつくっていかうという動きが、昨年11月からあり、ODRも検討課題のひとつとなっている。もっとも、ODRについては、フューチャーワークという形で、直ちにこれを標準化するというよりは向こう数年かけて国際的な標準をつくっていかうという動き。その中で、日本が中心的な役割を担うことができる可能性もある。

- ISOの検討委員のメンバーには、APECのODR Collaborative Frameworkを主導した立教大学の早川教授も入られているところ、そういったAPECでの動きとも絡めて、よりグローバルでのODRのスタンダードができれば望ましい。さらに、それを日本主導でつくることができるとより望ましいと思っており、本検討会において今後出てくる成果物であるところの基本方針等の内容も、国際展開を踏まえた内容にしていいただければと考えている。

(山田座長)

- いつ頃できるかというのは、今のところはまだ不分明だということか。

(羽深経済産業省商務情報政策局情報経済課課長補佐)

- そのとおり。少なくとも向こう1～2年というスパンではなく、もう少しかかりそうだということ。

(山田座長)

- 前回案内した日本ADR協会におけるODRの利活用に関するADR機関へのアンケート調査の結果については、現在、整理・集計をしているため、次回の検討会で結果の報告をさせていただきたい。

### 3. ODR活性化に資する法制度上の検討課題等（資料3-1）について、自由討議における有識者からの意見の概要（順不同）

(山田座長)

- 前回、資料の「1 ODR活性化に向けた法制度上等の検討項目」について、弁護士法に関する議論を主として行った。今回は、「2 ODRの活性化に資する法制度上の検討課題」ということで、弁護士法の問題以外の点についても幅広く意見をいただきたい。
- これに関連して、第3回検討会において、垣内委員から「ADR法制の改善に関する提言」の概要について話があり、その際にはADRにおける和解合意への執行力付与、あるいはADR手続における秘密保持に関する点などについて紹介があった。これらに限られるものではないが、これらも含め、ODR活性化に向けた法制度上の検討課題について、意見を頂戴したい。

- ADR法制に関して、資料3-2との関係では、ADR法については、今後ODRの活性化が果たされたとして、そのときに、この現行制度上の仕組みがボトルネックにならないように、法改正を積極的に検討すべきと考えている。一例として、離婚ODRが多数利用されるようになるるとすると、扶養料等の支払いについて、公正証書の作成や裁判所の判断を経ずとも、和解合意そのものに執行力が付与されれば、現状で9割前後あると言われる協議離婚に対する実効的な権利実現が非常に促進されるだろうし、ひいては現在の日本で非常に重大な問題と言われている子供の貧困問題に対するインパクトも期待できると思う。

このように、和解合意に対する執行力付与には一定のニーズがあると考えている。ただ、もちろん、全てのADRないし認証ADRの和解合意に執行力を付与すべきかという点、それは必要でもないし、適切でもないと思うので、制度的には恐らく執行力付与を望むADRのための認証制度の見直しであるとか、和解合意の実現の際の裁判所の執行決定のような制度を検討することが適切かと考えている。資料3-2でいうと、提言9に該当する部分。

- 提言10に関して、今後、ODRの利活用が進むと、デジタルデータ、紛争行動、その解決等に関するデータが生成・流通されることが予定されるので、それに対する当事者の情報コントロール権、ADR機関あるいはODR機関内の情報の引き継ぎ、事後的なビッグデータとしての活用の可能性や条件についても考える必要がある。そうすると、提言10の、差し当たりはADR事業者の守秘義務等についても、きちんと法律で明確にすることが適切と考えている。

- 執行力については、もちろん、様々なADR機関のポリシー等があるので、一律にということではないと思うが、そのニーズのある場面では利用ができるというような方向でぜひ検討を進めてもらいたい。

その関係で、昨年8月にかなり多くの国がシンガポール条約に続々と署名をしており、国内の担保法の制定作業なども急ピッチで進められているということもあるようで、そうした国際的な潮流も踏まえつつ、それと日本の認証制度の関係をどう整理するかといった難問はあるかと思うが、この議論をさらに進めていく必要があると考えている。

- 今後、各種のADRでODR的な要素が活用されていくということになった場合に、現在の認証制度のままで対応できるのかということは精査していく必要があると思う。手続の一部をオンラインでやるということになると、認証されている手続の内容と少し違うものが入ってくることになれば、それは認証の変更等の問題というものがあり得るかと思う。その辺りについて、ADR機関によっては手続的に負担が大きかったり、そのこと自体がODRを活用することのハードルになるということもあるかもしれないので、スムーズに手続が取れるようなサポートというものも場合によっては考えていか

なければいけないと考えている。

- 少し周辺的なこととして、ADR法以外の関連法令の問題もある。実際、現在、重要な役割を果たしているADR機関の中には、ADR法の対象としている民間型の事業者だけでなく、行政型のADR機関等も存在しており、それについては個別の根拠法令がある。また、民間型であっても金融ADRのように別個に関連法令が整備されているというものもあるので、この検討会での議論等を踏まえて、ODRへの対応、あるいは場合によっては執行力等々についてどう規律するのかという点について、検討の主体は様々考えられるかと思うが、検討していく必要があると考えている。

(山田座長)

- 執行の可能性を検討することや、ODRに向けた認証のあり方の検討について、国際的な潮流を踏まえた議論をする必要がある。また、ADR法の規律は行政型ADRにも参照されており、ODRの有用性は同様なので、行政型ADRにおいてもODRの可能性の検討の余地があるのではないかと考えられる。

- 今までのADRを担っていた主体だけではなくて、多くの主体、特に技術力のある、今までADR業界にいなかったような者が多数参加してくること、それを可能にすることが今後の活性化にとって重要だと思う。その意味で、ADR法のあり方も、執行力を付与する必要がある分野があることはよく分かるものの、選択的とすべきと考える。執行力を付与するとなれば、ADRプロバイダーに期待するハードルが上がる。それに伴って全体のハードルが上がっていくことにならないように、ぜひそこはスペシャル認証やゴールド認証といった形で、執行力付与を希望したADR機関だけに適用される別の基準ということで考えてもらいたいと思う。

全体に関しては、むしろ下げていくことが必要。手続が煩雑であるところも含めて、可能であれば海外事業者も参加しやすい形で認証基準を考え直してもらいたいと思う。それが資料3-2の日本ADR協会の提言9の部分に関連する意見であるが、提言10に関しては、ODRだからこそ必要な規律で、これについては今までなかったものとして、認証ADRに限らず、ADRに従事する事業者が守るべき規律として基本的な考え方を法律に書いてもらえればと思う。

- 秘密の取扱いの規定の整備に関連して、これはADR法制の改善に関する提言ということでADR法制に絡めて言われているが、もう一つ、情報の取扱いという、もう少し一般的な問題があるかと思う。情報の取扱いは基本的には当事者、利用者のインフォームド・コンセントをしっかりと取るということであると思う。そのインフォームド・コンセントの範囲もはっきりさせる。逆に言うと、情報を秘密にすることだけではなく、個人を特定する要素を捨象して、ビッグデータとってよければ、それは逆にで

きる限り使えるようにという方向でも考えるべきではないか。

- ADR法制について、提言10に関しては、確かにODRについては、この問題がより大きく出てくるとは思うが、ODRに限らず、秘密の取扱いについては、やはり規定を整備すべきではないかと思う。守秘義務の面だけではなく、開示拒絶権の面でも整備が必要であろうと思っている。従来は、ADRは法曹資格者がやることが多く、その場合は弁護士についての守秘義務あるいは守秘権、開示拒絶権というもので対処できたが、ADR法の制定以来、弁護士以外の者もこのADRの手續実施者として活動もらうという方向性であるとする、現行の弁護士を対象とする様々な規定だけではカバーできないということになるかと思うので、整備が必要。これはADR全般の問題として整備していくということであると思う。
- 執行力については、検討課題とすることは賛成。ただ、ADRにおいて成立した和解合意に執行力を付与することについては、ADR法制定の際に弁護士会内ではかなり議論があり、反対の意見もあった。そのため、色々な者の意見を聞いて慎重な検討が必要であると思う。
- 新しい要素として出てきているのは、シンガポール条約の問題。これはやはり正面から検討しなければいけない問題だと思っているので、それとの関係で、シンガポール条約は国際商事調停をとりあえずの対象としているわけであるが、国際だけでよいのか。国際だけ入れようとしても、国内法制との差異が余りにも大きいのはいかがなものか。様々な観点があるので、そこはこの機会にあわせて検討すべきではないかと思う。議論の中で、認証制度と執行力を絡めるという話があり、確かにそれが入りやすい検討の仕方だと思うが、特にシンガポール条約等の関係を考えると、日本の法務省による認証と絡めることが適切なかどうか。そこも一度、検討はしてみるべきではないかと思っている。ADR法は、大部分は認証についての規定が多いが、そうでない規定もADR法に入っている、それもADR法制の中で対応できる問題ではないかと思っている。
- 認証のガイドラインの中で弁護士の助言を受けるための措置というものが決められており、それをつくったときにはオンラインのことはあまり想定していなかったと思うので、オンラインに対応するような認証ガイドライン、特に弁護士助言、そのほかにもあると思うが、ガイドライン、あるいは一部は法律の規定にももしかしたらいじらなければいけないものが出てくるかもしれない。そこはオンラインに対応できるものということで、この際、検討を加えてはよいのではないかと思っている。
- 既にADRは、個別の業法や設置法等によって設置されているので、ADR法以外の個別法で手当てすべきところもあるであろうと考えている。例えば、特に紛争の放置が問題になり得るような、消費者法の分野やEコマース等については、今後、例えばODR等の設置義務のような議論に進むことも考えられるかと思う。

また、設置義務ほど強くなくても、トラストマーク的な仕組みによって間接的にODRの設置を推奨していくという方向もあり得ようかと思う。ODRは恐らく紛争領域ごとにかなり中身もアクセスも違うと思うので、そういった個別法での対応も必要だと考えている。

- そもそもの枠組みの話として、これまでのADR法に関する意見について、ODRの法制度上の課題というものとADRの法制度上の課題というものが一緒になって議論されている部分があるのではないかと考えている。ADR法、ODR活性化の足かせとならないよという観点はもちろん必要だとは考えているが、検討、相談、交渉、調停、全てのフェーズにおいて一連の紛争解決手続をオンライン化するというところをODRと整理するのであれば、ビックデータ、IT・AIの活用、情報連携といったところは、資料3-1では各フェーズにおける検討課題として出ているが、これら自体はODR法制度上の課題ではないと考えている。
- 紛争解決手続をオンライン化することで、オンラインに存在しているデータベース、データなど、IT・AIの活用になじみやすくなるという関係は確かにあると感じているが、こういったビックデータやIT・AIの活用、情報の活用可能性といったものはあくまでODR活性化に向けた推進策の一つと理解しており、オフラインにおいても同じように発生する問題ではないかと考えている。例えば、裁判所や仲裁人が既存のオフラインの手続、通常の手続において、ITやAIツールを補助ツールとして使うことというのは場面として想定されると考えており、ここで個人情報保護法などの問題が出てき得ると考えるが、これは解決しなければならない問題ではあるものの、オンラインでの紛争解決に限った法制度上の課題ではないと理解している。
- ODRの紛争解決手続をオンライン化した結果、起きる事象としては2つほどあると考えている。一つは第三者の参入障壁が下がるというところ。もう一つは、オンライン化によってデータの利活用がしやすくなるということ。第三者の参入障壁が下がった結果、弁護士法の問題、あるいは第三者が入ってくることによって第三者へのデータの連携における個人情報保護法上の問題が生じてくると理解している。また、データの利活用がしやすくなる場面においては、紛争情報に含まれる個人情報の利活用という文脈で個人情報保護法上の問題が生じてくるのではないかと考えている。
- 基本的に紛争の泣き寝入りを顕在化させるための柔軟性を持つ紛争解決手段の検討は有益だと思っている。その検討に際して、民間の紛争解決機関の活用という側面から考えるということであれば、ユーザー側の視点は非常に大事だと思っており、まず利用につなげるための方法、例えば周知をどうするのか、手続の信頼性、効果などということは検討が必要だと思っている。現状、既存の認証ADR機関はなかなか利用が伸びておらず、この目的を達成するに当たって、なぜそうなのかという課題を明確化する



必要があるのではないかと考えており、そういう意味では、これまで議論されてきた実証実験なども非常に大事なのではないかと考えている。

- 現在、シェアリングエコノミー協会では複数のODRプロバイダーと話を進めており、実証実験を早ければ3月までに、遅くとも夏頃までに実際に行うことを検討している。シェアリングエコノミーモデルガイドラインや認証制度への接続など、実装のあり方についても検討を進めており、実際にこの1月からリスクマネジメント分科会を立ち上げて議論を開始している。

4. 紛争解決に向けたビッグデータの活用（資料2-1、2-2）について、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及びレクシスネクシス・ジャパン株式会社より説明。

<あいおいニッセイ同和損害保険株式会社より説明>

- 当社では自動車保険の販売に力を注いでおり、必然的に発生する自動車事故の領域でテレマティクス技術を活用することに注力している。本日は、その具体的な内容について報告をしたい。
- まず、テレマティクスという言葉は、テレコミュニケーションとインフォマティクスという言葉を組み合わせた造語。車両に通信機が標準装備されていたり、後づけの装置によって通信機能を持たせたりすることで車外との通信が可能になり、通信を用いた様々なサービスを行うことができる。当社では、安全運転支援アラート、運転診断レポートの発行、事故自動通報サービス、見守りサービスといったものを提供しており、安全運転の支援を行っている。
- 当社では2004年頃からデータを活用した保険商品を販売している。2018年には、通信機器が標準装備されたコネクテッドカーに対応する商品、2019年には、ドライブレコーダー型のテレマティクス商品を販売しており、走行距離や運転の挙動といったものを保険料に反映させている。
- 従来の事故の解決過程では、事故の状況をまず把握するために、事故関係者のヒアリングによる事故情報の収集をまず行い。次に、事故状況を推察するための調査活動というものを実施する。これは事故車両や事故現場の調査を行うもの。次に、事故の解決に向けて、その調査活動から得た情報を基に過失交渉というものを行う。保険会社としては事故の瞬間を目撃していないので、あくまでも事故の状況を物的証拠から推察することとなり、双方が納得して示談に至るまでというのは多くの時間が発生する。
- 一方、テレマティクスデータといった客観的なデジタルデータで事故状況を把握することで、事故に至る状況を瞬時に把握することが可能となる。それによって、お客様の負荷軽減や事故解決時間の短縮を図っている。
- この取組の当社の目指す姿として、1つ目に、まず車両の衝撃を検知することで事

故の受付というものを受信型から発信型へ変革している。事故を検知して、当社から電話をすることで、事故現場でけがをしたお客様の救護などが可能になる。2番目に、事故状況を把握するためのヒアリング、損害調査に基づく事故状況の推察というものからデータの視認へと変化している。3つ目に、事故当事者双方の事故時の記憶による主観的な主張というものを、データを根拠とした客観的なものに変化させていく。これらを実現することで、事故解決の迅速化に寄与したいと思っている。

- 当社で開発したシステムは4ステップの工程がある。ステップ1は、テレマティクスデータの可視化を行うこと。車両から送信される動画、緯度・経度情報、また衝撃値などの構造化データというものをマップに表示させている。ステップ2は、事故検知の高度化。単純な衝撃を検知するだけでは通常の走行による振動までも検知してしまい、誤った対応につながってしまうため、AIに事故の衝撃データを学習させることにより精度の向上を図っている。ステップ3に、AIを用いた画像解析により車両周辺の情報を自動で収集している。動画から信号の色や道路情報等を構造化データとして出力することにより、マップ上に事故に至った周辺環境を描画している。ステップ4に、ステップ3で出力された構造化データを基に参考過失の検索というものを行っていく。
- 事故の検知、事故の状況の再現、参考過失検索といったような機能を、国内有数のベンダーの技術を集積して、当社で開発している。
- 実際の事故のデータの確認画面では、緯度・経度、事故の衝撃を検知した場所が地図上に描画されているほか、ドライブレコーダーの動画が表示されている。この地図には標識情報、道路情報、天候情報といった情報も表示されるようになっている。
- AIによる画像解析でセンターラインの有無、センターラインの種別の検出、周辺の人や車両の位置、速度の検知、道路形状の検出といった事故の解決に関連するようなデータ項目というものを画像解析で取得している。
- 自動運転車にも使われている技術で映像を解析することで、GPSで取得した位置情報の精度を向上させている。また、それに伴って、自車両の速度の検出、相手車両の走行位置、相手車両の走行速度の検出というものを分析で行うことが可能になっている。
- 画像解析で得られた構造化データといったものを、事故状況図の自動生成というものに使用している。また、過失の判定に必要な要素として、センターラインの情報で等を自動で出力している。
- いわゆる参考過失の検索では、画像解析で出力した情報が自動で入力されている。しかし、現時点ではデータから得られる情報が限られた項目のみとなっており、参考過失の検索といったものには多くの情報入力が必要となるため、画像解析で得られないような情報に関しては人が手で入力していく必要がある。
- コネクテッドカーからは様々なデータを取得することが可能であり、車が持っている

るCANデータというデータに色々な操作の情報、エンジンの回転数などの情報が含まれている。事故に関係ある情報をマップ上に表示して、運転者の操作情報や車両の作動情報が把握できるようになっている。

- 当社ではテレマティクスデータを用いることで、より迅速に、より納得感のある事故の解決を目指しているが、この開発において課題となったのが、IT化の必要性。現在、事故の解決においては、まだまだ多くの紙媒体が存在しており、システムに取り込むことが難しい状況にある。例えば、判例などの訴訟記録もそれに該当する。ほかにも、警察に関する実況見分調書等がある。

次に、参考過失検索について、日本の事故解決では判例タイムズ社の『別冊判例タイムズ』を参考とするのが業界の慣習となっているが、これが非常に事故解決の迅速化に寄与している。しかし、今後の複雑化、進化していくモータリゼーションによって事故解決の長期化というものが予見されている。新しい判例や、判例の種類の分類を公的に示すことによって、日常的に非常に多く発生する交通事故の事故解決といったものをより迅速に行うことが可能になるかと思う。

判例などの司法の判断は、我々国民にとっては紛争の抑止や紛争解決の道しるべであり、公共の財産であると思っている。そういった意味では、民事判決データに迅速かつ簡単にアクセスできるようにするような仕組みの構築を我々としては望んでいる。

#### <レクシスネクシス・ジャパン株式会社より説明>

- 「判決情報のデータベース化民間のニーズ、諸外国での取組について」というところで、当社で、特に米国で展開しているLexis Advanceという製品とLex Machinaという製品の紹介と、その裏で実際に行われているデータのクレンジング、データマイニングというところを簡単に紹介する。
- Lexis Analyticsという製品群、サービス群では、いわゆる判例情報というものをビッグデータとして扱い、その判例を基にデータドリブン、いわゆる戦略の策定などを推進するという特徴があり、その2つをピックアップした上で、特徴的な機能の部分を紹介する。
- Lexis Advanceは、米国で展開している判例のデータベース。主に6万を超える情報ソースから、米国法を中心とした判例、法令、雑誌等のリーガル情報を網羅的に収録し、いわゆるマシンラーニングといった最新技術を使った検索アルゴリズムを用いて、プラットフォームの上でこれらの情報をしっかり関連付けて、それぞれの関連性をしっかりつくった上で皆さんに統計情報として届けるという製品。
- Lexis Advanceでは、通常の検索インターフェースであったり、判例法という習慣の中でそれぞれの判例の関連性をしっかりつくっていく中で、特徴的な機能の一つでRavel Viewという機能があり、瞬間的に判例間の相関関係が分かるようになっている。これはLexis Advanceに収録している判例情報の検索結果の上位75件をピックアップ

し、それぞれの判例の引用関係、肯定的に使われたのか、中立なのか、否定的なのかというところをまず視覚的に明示するとともに、時系列で、最高裁、高裁、地裁という裁判の管轄において、より重要なものを大きな円で描きながら引用関係を示す。こういうところで、実際にこの判例法という文化の中で、判例がどう引用されていて、どれが判断基準になっているかというところを視覚的なビジュアルの中で実際に使うユーザーに統計情報として届けている。

この機能を実現するに当たっては、当社で判例のデータに関してマイニングとクレンジングということを行っているが、ここではマシンラーニングや自然言語処理というような、いわゆる最新技術というものを適用し、それを日々収録することで実現しているもの。

- Lex Machinaという製品も、Lexis Analyticsの中の一つのサービスであるが、Lexis Advanceよりももう少し判例をビッグデータとして統計的に分析するというソリューションに立っている。こちらは、現状では米国特許訴訟データを中心に展開しているが、その判例を全てビッグデータとして扱っていながら、実際の訴訟情報を様々な角度から統計分析をするというソリューションになっている。

訴訟において、どれくらいのコストがかかるのかであったり、弁護士の勝敗傾向であったり、特に米国になると、裁判官においてどのような判断をする傾向があるかという情報をこの中で統計的に分析しながら、実際に裁判がどのような経過をたどっているかという訴訟動向をリアルタイムに追跡できるような機能も有している。

- Lex Machinaの特徴的な機能として、Legal Analytics Appsで幾つかのレポートを出すことができるようになっている。特定の企業、グループの訴訟履歴、判事・裁判官の判決傾向、物によっては法律事務所自体のパフォーマンスの統計的な評価、事業分野ごとの損害賠償傾向、原告とその法律事務所の訴訟傾向、判事がどのような判決を下す傾向があるかという内容になっている。

これもやはりデータをしっかりマイニングをして、マシンラーニング、そして、Lex Machinaに関しては大分編集の手間が入っているが、細かいメタデータやタグ付けというデータのマイニングを行って収録をしている。

- Deep Case Analyticsという機能によって、判例というものが一つの文書というよりはデータとなり、様々な角度からの分析を可能にしている。実際にこれを使うユーザーがどういうふうに使っているかというところ、やはり企業のお客様が実際に何かしら、訴訟のリスクが自分と会社にあるかどうか、もしくはそういったリスクが発生したときに、どのような損害を被る可能性があるのか、そういったリスクが発生したときに、どういった弁護士に依頼するか、どういった法律事務所に依頼することが最も勝率が高いのかというような、いわゆる戦略的な分析。これには判例を使っているのが非常にユニークな点。
- この2つの製品が何故日本にないのかというと、やはり大きな点は、米国では90%

以上の判例がデータ化されて、電子化されて公開されている。これがあって初めて成立しているソリューション。これによって副次的に何が起きているかというところ、やはり判例法というような習慣がある米国であるため、法に規定されていないルールの構築というところの一役買っていると考えている。実例を基にした、いわゆる基準値の共有、場合によっては損害賠償額の標準化、もしくは最終的に和解案について、落としどころをしっかりとつくるようなところ。いわゆる戦略的な分析という観点と、また、電子化が進んでいるため、関連する裁判資料の電子データ化、いわゆるADR、ODRというところに関しても推進をする役に立っているのではないかと考えている。

- これを日本に適用した場合、我々の推測の部分ではあるが、判例のデータというものを統計的に分析するということになると、いわゆる基準値、判断するための判断基準が統計情報から公平な形で出てくるというところで、特定の分野がまず最初になるとは思うが、ODR、ADRの推進というところのモデルケースになり得るのではないかと考えている。また、こういったものが推進されていくことによって、いわゆるプロセスのオンライン化ということと、紛争解決手段の拡大、効率化ということにも寄与できるのではないかと考えている。
- リーガルテックの推移とレベルについて、世の中ではAIなどの言葉がよく飛び交うが、基本的に、一番下の土台ができていないと、そのような最新技術はなかなか立ち回れない。できたとしても、なかなかいい成果が出ないと言われている。実際に我々がこの裁判例というところを取り扱うに当たっては、一番下の段階、プラットフォームをつくるというところでまだ足踏みをしているという状況だと思うので、やはりこういった部分から順次つくり上げていきながら、最終的にAI等を取り入れて効率化していくというのが一番いいのではないかと考えている。

#### 【質疑応答・意見交換】

- 判決について、補足をしたい。レクシスネクシスの説明にあったように、日本とアメリカの間で判例の公開状況が大きく異なるというのがあると思う。アメリカではハーバード大学が主導して、米国の過去全ての連邦・各州の判決文書のアーカイブ化プロジェクトを5年間に及んで進めており、2019年から公開する「case.law」というプロジェクトが始動している。これには700万件程度、判例が保存されていて、誰もがウェブ、APIで取得できる状況にあり、これを使って各学术论文が出始めている状況。やはり判例法の国だと思うのは、1600年代から判例がここに集められているということで、4000万ページ超の州と連邦の全訴訟事例をスキャンさせていくと聞いている。
- 一方で、日本の最高裁のホームページのほうにも収録されて、なお、たしか6万件程度だったと記憶しているが、公開されているデータの数で見ると彼我の差は圧倒的である。そして、幾つかある民間の判例事業者の判例収録件数においては、大体20万から30万程度というところで、非常にエポックメイキング、何か過去の判例を変えた

ような判例については恐らく収録されているのだと思うが、今後、データという意味で活用していくことを考えると、特徴的な判決のみならず、通常的な判決がデータとして積み重なっていくことが非常に重要と思っている。この辺り、今は判例の提供業者で必要な判例を取捨選択しているかと思うが、これを逆にせずに、全て学習データにかけていくという意味では全ての公開が必要かと思っている。

さらに、判決文というものはあくまで色々なこれまでのお互いの主張や証拠から認定した最終回答みたいなものがあると思うが、そこに至るにはどういった主張やどういった証拠から事実認定が行われたかという、そういった経緯もやはり必要なのではないかなと思っている。この辺り、難しいとは思いますが、そういった意味で裁判書類一式といったところがプライバシー等に配慮しながらデータとしては利活用できれば、なおいいと思っており、要するに判決だけがあっても、事実が異なれば異なるわけで、そういった意味での今後のAIによる早期中立的評価などに関しては、主張、証拠といったところが必要になってくると思っている。

ODR、ADRが活用されていく中で、そういった相談事項というものもデータ化されていくと思うし、実際に訴訟とか調停に至らないものであっても、どういった法律の相談があるかというところが可視化されていけば、このODRの活性化のみならず、今後の立法政策などにも使っていけると思っている。

- 中国は中国裁判文書網というところで全て判例が見られるということで、アメリカはやはり判例法の国だから進んでいるわけではなくて、そのほかの国においても、かなり判決のデータというものは公開、そして、民間による利活用が進んでいると。日本においてもそういった判決データの公開は推し進めてもらいたいと思っている。
- レクシスネクシスへの質問であるが、Lex Machinaが対象としているデータの範囲について、「訴訟費用」と書いてあるが、これは弁護士費用のことか。
- もう一点が、「標準的な和解案（落としどころ）の提供」について、そもそも対象となるデータとして、弁護士費用も情報としてあるのか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- 裁判費用の計算においては、基本的には裁判期間をベースに、それぞれのタイムチャージを掛けた金額ということで概算を出している。弁護士のタイムチャージ掛ける裁判期間で概算。
- 裁判の期間掛けるタイムチャージということか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- そのとおり。概算のため、大体、期間が長ければ長くなるほど当然、裁判費用もかかるし、弁護士のタイムチャージもお金もかかるというところで、その計算に使っている。
- 弁護士を何人投入するか、どういう単価の弁護士かによって違ってくるが、それはそもそも、そういう一般的なデータがあって、それに裁判の期間を掛けるということか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- あくまでも判例データの解析になるので、判例の中に含まれている、弁護士の人数であるとか、期間というところで、これだけの金額がかかるというふうに明示されているわけではなくて、大体、費用感としてこれくらいかかるであろうというのを統計的に出しているということ。
- 和解についてはどうか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- 和解については、和解になったときにはそのような結果が出ているので、そこに至るまでの経緯を分析し、その傾向を出している。大体どういう判決傾向があるかというところで、実際に和解になった部分がどういうふうになったかというところを判例から読み取る。実際、統計部分だけではなくて、判例自身の検索もできるようになっているので、そこから見ていくというもの。
- それは和解も公開されているということか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- 和解は一部だと思う。
- レクシスネクシスに質問が2点。第1点は、資料の色々なところで、自然言語処理によるデータマイニング、クレンジングを行っているとあったが、他方で判決文などというものは非常に論理的にも複雑で、なかなか言語処理は難しいという話も聞く。具体的にどのような自然言語処理を活用しているのか。
- もう一つは、この膨大な判例の分析によって裁判官の傾向などが統計的に分かってくる。そうしたときに、アメリカにおいて、例えば事実上、裁判の公平が担保されていないではないかという議論はあるのか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- まず1点目、マシンラーニングの部分、自然言語の質問について、当社の編集チームでは、実際にマシンラーニングと自然言語処理を組み合わせているのが正直なところ。そのマシンラーニングは当然、判例や法令の部分というのは特殊的なワードを使っているの、それを編集者がどんどん蓄積をしていって効率を高めているのがマシンラーニングといわゆる自然言語を組み合わせた処理というもの。そのため、編集を積み重ねていくとどんどん解析の精度が上がって、必要な情報のピックアップはより早くなるという使い方。
- 2点目については、実際にどのような傾向があって、それが問題になっているかというところまでは分からない。
- 確認であるが、自然言語処理は要するに人の手で編集をしながら機械学習もさせているということか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- そのとおり。
- レクシスネクシスへの質問であるが、現に提供されているサービスはどの程度普及しているのか。企業で訴訟リスクを評価したりするのに使っているという話があったが、現在、実際に使っているユーザーは企業が中心なのか、それとも、弁護士事務所等が中心なのか。弁護士事務所とした場合にはかなり普及していて、普通の弁護士は大体使っているようなものなのか、あるいはかなり限られているのか。あわせて、費用的にどの程度、一般的に広く利用されるような設定になっているのか。

(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- まず、Lexis Advanceについて、こちらは米国で展開しており、当然、企業、そして、主に大学や法律事務所で活用される事例が多くなっている。Lex Machinaに関しては、これは企業というふうに言ったが、やはりアメリカではまだ法律事務所のほうが多い状態。ただ一方で、この判例を分析する観点で、その価値がだんだん浸透してきており、徐々に企業が伸びているという状況。ただ、日本では一応、販売はしているが、日本の場合は主にLexis Advanceは大学や官庁向けに展開しており、Lex Machinaはまだ米国の判例、特許判例なので、まだあまり普及はしていないという状況。
- Lex Machinaについて、これは特許の問題ということで、特許問題を専門に扱っているような事務所であれば大体、当然持っているというイメージでよいのか。



(レクシスネクシス・ジャパン株式会社)

- 米国は、その理解で結構。
- あいおいニッセイ同和損保の説明について、事故の際の客観的な情報が残っていて、それを使えるのは非常に重要なことだと思うので、大変貴重な取組だと思う。  
質問は2点。1つはまさに様々なデータを収集して、それを活用するということがあるが、そのデータの第一次的な帰属というのは誰のデータであるという前提で整理をして使うことになっているのか。
- 2点目に、過失の判定についての評価の補助というところまで、既にかなり現実的なものとして開発中であるとのことだが、これの利用目的、射程を聞きたい。これはあくまであいおいニッセイ同和損保の内部的な判断として、この事故についてこういう過失割合だろうという判定をする補助として使うということなのか。さらに何か、それを外部に出してどうこうというような形での活用も視野に入れているのか。

(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

- 1点目について、当社でデータの収集を行っているところであるが、契約の際の注意事項説明書の中で、データの帰属先は当社という扱いになっている。ただ、個人情報等が含まれるので、そういった情報を活用する点については同意を取得して活用しているといった現状。
- 2つ目の過失の判定サポートについて、ここは弊社の中でデータを蓄積している側面もあるが、基本的には業界の慣習の中で、判例タイムズの過失割合が一般的なものとして扱われているので、そこからあまりに離れた勝手解釈みたいなデータにはなっていない。ただ、それをつくるに当たっては、やはり判例をたくさん集積して、さらに当社の示談の実績などの支払いのデータも活用している。それとともに、判例タイムズ等に収録されていないような形態についても、今後は新しい事故形態等が出てくると予見されるので、様々な判例を集めてデータ化するなど、そういった情報も分析して入れていくことができるようなプラットフォームにして、今、開発を進めている。
- このシステムを自社の利用以外に何か外部でも使うのかという点について、自社の自動車保険で発生した事故において利用することを考えているので、外部で利用する考えは今はない。
- 1点目のデータの関係について、そうすると、例えば訴訟等でこういう情報が必要であるということになった場合には、あいおいニッセイ同和損保で第一次的にはそれを出すかどうかを判断し、裁判所に命じられればそれについて対応するということが想定されているという理解でよいか。

(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

- そのとおり。
- あいおいニッセイ同和損保様のお取組は大変貴重と思う。本筋ではないかもしれないが、撮影した映像に、事故と無関係な第三者が写り込んでいた場合の対応を伺いたい。

(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

- 現在はあくまでも社内データとしての取扱いであり、外部提供等はしていない。データの保存も含め管理には厳重な注意を払っている。
- あいおいニッセイ同和損害保険の「テレマティクスデータを活用した事故対応」は、交通事故という限られた分野ではあるが、恐らくこの種のもは、この分野だけではなく、例えば医療など、そういうところにも今後広がっていく可能性のあるものであると思う。司法の分野の事実認定において、当事者の記憶に頼っているところが多いわけであるが、その事実認定のやり方もかなり変わっていくのではないかとということで、もちろん、色々なことに気をつけなければいけないが、今後新しい技術が進展していくにつれ、この種の事故対応等、様々なイレギュラーなことが起こった場合の対応は技術的にも考えていかなければいけないと思う。
- もう一つ、判決情報のデータベース化はぜひ一般的な方向性としては進めてもらいたい。日本はかなり、この分野では遅れていると思っているので、積極的に取り組んでもらいたいと思う。もちろん、これは判決なので、公開されるという制度枠組みでやっており、その意味からすると、データ化することはそれほど障害があるわけではないと思うが、ただ、それでもプライバシーの問題、営業秘密の問題等、配慮しなければいけない問題があると思う。さらに、個人情報をごどれだけ消し込めるかという問題があるかと思うので、その辺りはぜひ慎重な検討を進めてもらいたい。
- 全般的なコメントであるが、判例のデータとしての利用については、基本的には全件をデータとして利用できるようにするのが今後の方向というふうに考えている。ただ、判決本体と別に訴訟記録の部分に関してどう考えるかというのは、現在、閲覧・謄写等に関しては判決と訴訟記録とで規律が異なっており、憲法上の位置づけなども変わってくるかと思うので、その辺りも配慮して、さらに検討を進める必要があると思う。特に記録には和解調書なども含まれてくるということになると思うが、その扱いをどうするかということ。現状では、閲覧をそもそも禁止されるような例外的な場合を除き、閲覧は基本的にはできる。それをビッグデータの的に匿名化処理したときに、何をどういう範囲で使っているかという問題で、今までにないようなグレーなところ

が少し出てくるかと思うので、その辺りも検討していく必要があると思う。

- 判決自体は裁判所で出している公共的な情報であるため、当然、公開ということでもいいと思うが、それを利活用するという点については、何百万件も判例が出ているだけでは、一般の人は何を見ればいいのか分からないし、有効には使えない。有効に使うためには一定のサービスを利用することが必要だとすると、そのサービスを利用する費用がどれくらいかということが問題になり得る。かなり高額な費用が必要だということになると、それにアクセスできるかどうかということで司法へのアクセスに実質的に影響を与えてくるような場面ももしかすると出てくるかもしれないと感じており、その辺り、既存の法律扶助等の制度があるが、そういうもので対応が十分なのかどうかといった点についても今後少し考えていく必要があると思う。

- 判決のデータを集めて何がしかのAIで処理したときに、自分が持っている案件等をこれにかけて回答されるようなものになっていくのかと思っているが、当面は恐らく弁護士、裁判所、ODR機関といったところが事故の法律のサービスを行う上での補助として使うことになるかと思っており、一般人というよりは、法曹関係者等のプロの補助サービスになるのではないか。

そして、価格面では、恐らくそうした者が利用して便利になるというところでマーケットコンセンサスや価格が決まっていくと思うので、そんなに高額になると誰も使わないわけであるから、その辺りは何とか穏当なところに収まるのではないかと考えている。

- 判決文の公開について、全件公開をして、データとして利活用することが望ましいと考えているが、ODRとの関係では、一つは紛争当事者の予測可能性を高める意味で判決情報を公開するという側面から見れば、これは一種の規範的要請が働くものであろう。ODRやADRを利用する当事者であっても、そのようなデータは必要であるという側面から説明することもできると思う。

- データ処理、データクレンジング・マイニングとも関係するが、判決情報についても、そもそもデジタルデータを生成する時点で、適切なデータ加工がなされた形態になっていることが望ましい。そう考えると、司法アクセスやODR、ADRの段階から紛争に関する情報がある程度標準化されているほうが望ましいと考えている。

そうすると、ODRを実装する際にも、例えばユーザーインターフェースの工夫等、様々な側面から高質なデータをつくっていくアプローチが考えられると思う。そういう意味でも、判決全件公開、あるいは訴訟記録や紛争記録の公開とデータの利活用というものはODRにとっても重要な問題となり得ると考えている。

(山田座長)

- 紛争記録というのはどういう趣旨か。
- 司法アクセスからADRの利用まで通じて、当事者がどのような行動をしたのか、どのような主張・立証をしたのか、今後そういう情報が総体的にデジタル化するのであれば、そのような情報を利活用する、あるいはそれを制限する。両方の議論があり得るが、いずれにしてもデータ標準化のような枠組みが必要であろうという趣旨。

(山田座長)

- そうすると、裁判所に至るまでの様々な紛争解決行動も何らかのデータとして活用する可能性があるという理解した。
- あいおいニッセイ同和損保の御発表に関連して、サービス提供者が自社のサービスの利用者のトラブルの防止、あるいは事後的な紛争解決のために客観的な証拠を集めていく点は非常に理解しやすいところで、今回は保険会社がそれを行っているのは、保険金の支払いに大変強い利害関係があるからではあるが、非常に興味深い。やはりトラブル解決のインセンティブのある主体が証拠収集のための取組を進めていくということだと思うので、そういった対策が紛争解決において非常に有用であるということを示して、今後様々なサービス提供者が参考にしていけばいいのではないかと考えている。

他方で事業者の観点からは、あらゆるデータを集めるとなると、長期間の個人情報の保管は大変コストになるという側面もあり、事業者としてはセンシティブな細かい情報をどこまで収集し、いつまで保管し続けなければならないのか、あるいは第三者が映り込んでいる場合の対応等の問題がある。情報を保有するにしても、企業にとっては個人情報の取扱いは厳しいところでもあるので、非常に悩ましい。

(山田座長)

- 個人情報を長期に、しかも安全に保全するという点については、あいおいニッセイ同和損保で恐らく工夫があると思うが、コメントできること、あるいは我々として何か検討すべきヒントのようなものがあれば頂戴したい。

(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)

- 指摘の点について、十分認識はしている。ただ、データ蓄積の初期段階であるので、データの保存に関してのコスト的な問題も非常にばかにならないものがあり、現在、論議も含めて進めている。あとは、第三者、例えば事故の相手方当事者の匿名性等を含めて、例えばお互いドライブレコーダーに映った当事者について、相手方を含めて必ず同意を取るような作業は必ずやっており、個人情報の適正な利用については、現

在、検討中のことも含めて細心の注意を払っていきたいと考えている。

(山田座長)

- 判決データについて、全件公開が相当ではないかという話があったが、判決データに関しては最高裁判所が責任を持っているということで、コメントがあれば頂戴したい。

(成田最高裁判所事務総局民事局第一課長)

- 裁判例、判決等を裁判所のウェブサイトへ載せるに当たっては、当事者等関係者のプライバシー、掲載されたくないという心情にも配慮する必要があることから、今のところは、先例としての価値、重要性、社会的に関心の高い事件ということを検討して、一定の範囲の裁判例を載せている。また、それを超えて裁判例の提供を求められた場合については、各裁判所で対応しているところであるが、一般論としては、その裁判例情報をどう利用するのかという目的、事件当事者等のプライバシーの保護の観点から問題ないかといったところを総合的に考慮した上で提供するかどうかという判断をしている。
- 裁判所として、特にプライバシー、載せてもらいたくないという心情等について十分に配慮され、また、プライバシー等が公開されないことが担保された上での判決情報が活用されるということであれば、事件類型にもよるかと思うが、特に事例を絞ることなく、判決情報を第三者に提供すること自体についてはそれほど異論はない。  
ただ、どういった範囲の判決情報をどう利活用すべきかというのは、その判決情報を利活用したいと考えている行政機関、大学等の研究機関、民間企業等において検討するのが恐らく合理的ではないかと考える。そういった機関において、その判決情報を利用して、一定の目的を果たすに当たって、プライバシー情報等を漏えいさせないような、責任を持つような制度設計をしてもらいたいと思っている。

5. 取りまとめに向けた今後の検討について、内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。

(山田座長)

- 次回は、公募ヒアリング結果の報告を行う。また、そのほかのインプットとともに、取りまとめ案について議論いただく予定。